

島本町国民保護措置実施マニュアル

平成31年3月

島 本 町

目 次

第1章 実施体制の確立

1	第1報の情報伝達	2
2	初動連絡体制	3
3	国民保護対策本部	4
4	対策本部事務局	6
5	職員の配備	7
6	関係機関との連携協力	8

第2章 住民の避難

第1節 避難のパターン

1	避難のパターン	10
2	各避難パターンにおける避難の指示	11

第2節 警報及び緊急通報

1	警報の伝達・通知	14
2	武力攻撃災害の兆候の通報	16
3	緊急通報の伝達・通知	17

第3節 避難の指示・退避の指示

1	避難の指示に係る情報の提供	19
2	避難の指示の伝達・通知	20
3	退避の指示	21

第4節 避難誘導

1	避難実施要領の作成	24
2	避難誘導の実施	27

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施

1	町長による救援	33
2	避難施設の開設、管理運営	34
3	食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与	36
4	医療の提供及び助産	38
5	被災者の捜索・救出	39
6	遺体の処理	40

7	遺体の火葬・	42
8	電話その他の通信設備の提供・	43
9	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理・	44
10	学用品の給与・	45
11	生活障害物の除去・	46

第2節 安否情報

1	安否情報の収集・	48
2	安否情報の整理・報告・	50
3	安否情報の提供・	52
4	安否情報の公表・	55

第4章 武力攻撃災害への対処

1	緊急通報の伝達・通知（前掲 17 頁）	
2	退避の指示（前掲 21 頁）	
3	警戒区域の設定・	58
4	大阪府下広域消防相互応援協定・	60
5	緊急消防援助隊・	61
6	現地調整所（関係機関による連絡会議）・	63
7	生活関連等施設の安全確保・	65
8	NBC攻撃による災害への対処・	67
9	保健福祉・衛生・	69
10	廃棄物の処理・	70
11	被災情報の収集・報告・公表・	72

第5章 国民生活の安定

1	生活関連物資等の価格安定等・	74
2	避難住民等の生活安定等・	75
3	生活基盤等の確保・	76

第6章 特殊標章等の交付・管理

1	特殊標章・身分証明書の交付・管理・	78
---	-------------------	----

(実施体制の確立)

1 火災・災害等即報要領（消防庁）	資 1
2 対策本部各班の所掌事務	資 4
3 対策本部事務局各班の所掌事務	資 6
4 配備基準	資 7
5 配備職員数	資 8
6 国民保護措置の実施要請（様式）	資 9
7 職員の派遣要請（様式）	資 10
8 国民保護等派遣要請の求め（様式）	資 11

(住民の避難)

9 警報発令・警報解除の通知（様式）	資 12
10 警報の伝達・通知先一覧	資 13
11 全国瞬時警報システム（J-ALERT）	資 14
12 武力攻撃災害緊急通報の発令の通知（様式）	資 15
13 避難の指示に係る情報の提供（様式）	資 16
14 人口分布	資 17
15 指定避難施設一覧	資 19
16 地域緊急交通路一覧	資 20
17 鉄道・バス一覧	資 21
18 避難の指示の通知（様式）	資 22
19 避難の指示（一例）	資 23
20 退避の指示の通知（様式）	資 23
21 避難実施要領のパターン（一例）	資 24
22 避難実施要領の作成の通知（様式）	資 28

(避難住民等の救援)

23 救援の程度及び方法の基準（厚生労働省告示）	資 29
24 救援における府と市町村（指定都市を除く）の役割分担	資 36
25 避難施設を管理運営するために必要なスペース例	資 38
26 避難施設を管理運営するために必要な組織例	資 40
27 避難施設の管理運営における災害時要援護者への対応例	資 41
28 町における備蓄状況一覧	資 46
29 大阪府災害時医療救護活動マニュアル	資 47
30 大阪府内災害医療機関一覧	資 58
31 遺体処理台帳（様式例）	資 60
32 小・中学校、高等学校一覧	資 61

(安否情報)

33	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	資 62
34	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） 記入例	資 63
35	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） チェックリスト	資 64
36	安否情報収集様式（死亡住民）	資 65
37	安否情報収集様式（死亡住民） 記入例	資 66
38	安否情報収集様式（死亡住民） チェックリスト	資 67
39	他市町村への安否情報の収集の依頼（様式）	資 68
40	安否情報報告書	資 69
41	安否情報照会書	資 70
42	安否情報照会書 記入例	資 71
43	安否情報照会書 チェックリスト	資 72
44	安否情報回答書	資 73
45	安否情報回答書 記入例	資 74
46	安否情報公表資料（様式）	資 75

(武力攻撃災害への対応)

47	大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請書 様式	資 76
48	緊急消防援助隊応援要請連絡	資 77
49	緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告様式	資 78
50	緊急消防援助隊出動隊の連絡・報告様式	資 79
51	国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方（内閣官房）	資 81
52	生活関連等施設の安全確保の留意点	資 87
53	NBC テロ対応現地関係機関の連携指針（概要）	資 139

(特殊標章等の交付・管理)

54	島本町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	資 140
55	島本町消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	資 150

本 編

第1章 実施体制の確立

- 1 第1報の情報伝達
- 2 初動連絡体制
- 3 国民保護対策本部
- 4 対策本部事務局
- 5 職員の配備
- 6 関係機関との連携協力

1 第1報の情報伝達

■主担課：危機管理室

■実施内容

危機管理室は、多数の死傷者や建造物の損壊等の事案が発生した（兆候を含む）との情報を入手したときは、直ちに、町長をはじめ関係職員へ報告・連絡するとともに、大阪府をはじめ関係機関へ報告・情報提供する。

■実施手順

1 第1報の受信

- ・住民や消防等の関係機関から情報を入手した者は、その内容を確認し、危機管理室長へ連絡し、危機管理室長はその内容を総務部長へ報告する。

2 町長へ報告

- ・総務部長は、直ちに、町長をはじめ幹部職員へ報告する。

3 大阪府へ報告

- ・危機管理室は、大阪府危機管理室（勤務時間外は府防災・危機管理警備員室）へ、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、報告する。
なお、消防機関が既に大阪府に報告している場合であっても、武力攻撃災害や緊急対応事態が発生したときは報告する。

4 関係職員へ連絡

- ・危機管理室は、初動連絡体制会議メンバー（4 頁）をはじめとする関係職員に連絡する。

5 関係機関へ情報提供

- ・消防庁（府と連絡がとれない場合に限る）、警察、消防、海保、自衛隊、他市町村、指定（地方）公共機関等に、必要に応じて、情報提供を行う。

■留意事項

1 連絡先一覧の作成

初動連絡体制会議メンバーをはじめとする関係職員の連絡先一覧（自宅電話・携帯電話）、連携が必要な関係機関の連絡先一覧を本マニュアルとは別に作成しておく。

■関係資料

1 火災・災害等即報要領（消防庁）【資料編 1 頁】

2 初動連絡体制

■ 主担課：危機管理室

■ 実施内容

危機管理室は、多数の死傷者や建造物の損壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手したときは、直ちに、町長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、速やかに、初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

■ 実施手順

1 会議の開催

- ・総務部長は、事案が発生する兆候などの情報を入手したときは、関係職員を招集して、役場地階第五会議室において、初動連絡体制会議を開催する。

2 組織

- ・初動連絡体制会議メンバーは次のとおりとする。
議長：総務部長
委員：総合政策部長、都市創造部長、消防長、その他関係職員

3 所掌事務

- ・原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析
現地調査班（資料編 6 頁）からの報告
府・消防等の関係機関からの情報の報告
- ・消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整
現地調整所（資料編 81 頁）からの報告
府、他市町村等の関係機関への応援要請の準備と集結場所等受援体制の確立
- ・職員の配備
職員配備（7 頁）の検討・準備
- ・住民への広報及び報道機関との連絡調整
広報媒体を活用した広報の準備
報道機関への情報提供

■ 留意事項

1 対策本部への移行

- ・原因不明の事案が発生した場合において、事案の態様が、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害に該当するときは災害対策本部を、該当しないときは危機管理対策本部（仮称）を、必要に応じて設置する。
- ・武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定がなされた場合において、対策本部を設置すべき地方公共団体に指定されたときは、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置する。
- ・上記対策本部を設置したときは、初動連絡体制は移行（廃止）する。

3 国民保護対策本部

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、対策本部を設置すべき地方公共団体に指定されたときは、直ちに、国民保護対策本部を設置する。

■実施手順

1 設置・廃止

- ・設置基準
 - i 内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき
 - ii 知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を行うよう要請し、指定の通知を受けたとき
- ・廃止基準
上記指定の解除の通知を受けたとき

2 組織

- ・本部長：町長 副本部長：本部員のうちから町長が指名
本部員：副町長、教育長、消防長又はその指名する消防吏員、町職員

3 開設場所

- ・原則として、役場地階第四会議室に対策本部を開設して、会議を開催する。
役場地階第四会議室に開設できない場合は、その都度別の会議室等を確保する。

4 所掌事務

- ・国民保護措置の実施に関すること
 - 警報・避難指示の伝達・通知状況の確認
 - 避難実施要領の決定
 - 救援内容の確認・実施
 - 武力攻撃災害対処措置の調整・実施
- ・情報の収集・伝達に関すること
 - 被災情報（安否情報を含む）の収集・報告・公表
 - 府などの関係機関が実施した措置の確認
- ・職員の配備に関すること
 - 職員の配備体制の決定
 - 府などの関係機関の配備体制の確認
- ・関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

- ・他市町村との連携に関すること
 - 緊急消防援助隊の応援要請の決定
 - 府・他市町村への応援の求めの決定
 - 国民保護等派遣（自衛隊）要請の求めの決定
 - 広域緊急援助隊（警察）の応援要請の状況確認
- ・府の現地対策本部との連携に関すること
 - 府等関係機関職員の出席の求めの決定
- ・その他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること

■留意事項

- 1 関係機関職員の出席の求め
 - ・本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に、国・府・指定（地方）公共機関の職員の出席を求める。
- 2 予備開設施設の確保
 - ・町域を越える避難が必要で、町域内で対策本部を開設できない場合は、知事及び避難先市町村長と開設場所について協議する。

■関係資料

- 1 対策本部各班の所掌事務【資料編 4 頁】

4 対策本部事務局

■主担課：危機管理室

■実施内容

- ・初動連絡体制を確立したとき、災害対策本部又は危機管理対策本部（仮称）を設置したとき、国民保護対策本部を設置したときは、危機管理室に事務局を設置し、対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務进行处理する。

■実施手順

1 設置

- ・多数の死傷者や建造物の損壊等の事案が発生した（兆候を含む）との情報を入手したとき、総務部長は、初動連絡体制又は上記対策本部の事務局を設置する。

2 組織

- ・事務局長：危機管理室長 事務局次長：危機管理室参事
構成員：危機管理室職員

3 場所

- ・原則として、危機管理室の執務室に事務局を置く。

■留意事項

- 1 職員の連絡先一覧（自宅電話・携帯電話）を作成しておく。

■関係資料

- 1 対策本部事務局各班の所掌事務【資料編 6 頁】

5 職員の配備

■主担課：人事課

■実施内容

本部長は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ定めておいた基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

■実施手順

1 配備指令の発令

- ・本部長は、職員の安全確保に配慮したうえで、原則として、配備基準に基づき、職員の配備指令を発する。

2 配備指令の伝達

- ・配備指令は、本部長→総務部長→危機管理室長→各部連絡責任者→各部主管課長→各部長・各課長→各課職員・各出先機関の長→各出先機関の職員の経路により伝達する。

3 職員の配備

- ・各部長は、原則として、配備基準に基づき、あらかじめ定めておいた配備職員数の職員を配備させる。
- ・各部長は、必要に応じ、所管各課の配備職員数を増減し、又は所管各課相互に職員の応援を行わせる。
- ・本部長は、特に必要が求められるときは、各部長に対し、配備職員数の増減、部門相互の職員応援を行わせる。

4 配備状況の報告

- ・各課長・各出先機関の長は、各部主管課長を通じて、対策本部事務局（危機管理室）に、職員の配備状況を報告する。

■留意事項

1 措置従事者の安全確保

- ・町長（人事課）、消防長（管理課）は、国民保護措置に係る職員等の安全を確保するため、交付要綱に基づき、特殊標章等（79 頁）を交付及び使用させる。

■関係資料

- 1 配備基準【資料編 7 頁】
- 2 配備職員数【資料編 8 頁】

6 関係機関との連携協力

■主担課：危機管理室

■実施内容

町は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

■実施手順

1 関係機関への措置要請

- ・町長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定（地方）行政機関の長への要請を行うよう求める。
- ・また、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

2 職員の派遣要請

- ・町長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定（地方）行政機関の長等に対し、当該機関の職員の派遣の要請を、知事等を経由して行う。
- ・また、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長に対し、当該団体の職員の派遣を求める。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め

- ・町長は、国民保護措置を円滑に実施するために特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。
- ・上記による求めができないときは、大阪地方協力本部又は市町村協議会の委員たる隊員に連絡する。

■留意事項

■関係資料

- 1 国民保護措置の実施要請（様式）【資料編 9 頁】
- 2 職員の派遣要請（様式）【資料編 10 頁】
- 3 国民保護等派遣要請の求め（様式）【資料編 11 頁】

第2章 第1節 避難のパターン

- 1 避難のパターン
- 2 各避難パターンにおける避難の指示

1 避難のパターン

■担当：大阪府

■内容

大阪府では、国の国民保護基本指針で想定されている武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4事態例を、避難までの時間的余裕、避難先までの距離を踏まえ、避難を、次のようにパターン化している（大阪府国民保護措置実施マニュアル）。

武 力 攻 撃 事 態		被害範囲と避難距離	予測可否と時間的余裕	避難パターン
着上陸侵攻		広い範囲→遠くへ避難	予測は可能 →時間的余裕あり	3
ゲリラ・特殊部隊による攻撃		狭い範囲→近くへ避難	突発的に発生 →時間的余裕なし	1
弾道ミサイル攻撃	通 常 弾 頭	狭い範囲→近くへ避難	予測は可能 →時間的余裕なし	1
	N B C 弾 頭	広い範囲→近くへ避難後、遠くへ避難		2
航空攻撃	通 常 弾 頭	広い範囲→近くへ避難	予測は可能 →時間的余裕なし	1
	N B C 弾 頭	広い範囲→近くへ避難後、遠くへ避難		2
緊 急 対 処 事 態		ゲリラ・特殊部隊による攻撃と類似（大規模テロなど）		
石油コンビナートの爆破等		狭い範囲→近くへ避難	突発的に発生 →時間的余裕なし	1
空港、ターミナル駅、列車の爆破等				1
炭疽菌、サリンの大量散布等				1
航空機による自爆テロ等				1

（注）「近く」とは近隣の施設や町内の避難施設等のことをいい、「遠く」とは他市町村、他府県の避難施設等のことをいう。

2 各避難パターンにおける避難の指示

■担当：大阪府

■内容

大阪府では、事態発生の際、避難パターンの中から、最も適切なものを選択し、事態に応じた修正等を加えたうえで、避難の指示を行うことを基本としている（大阪府国民保護措置実施マニュアル）。

1 グリラ・特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態の場合

一般的に、事前に予測・察知できず、突発的に発生し、被害は比較的狭い範囲に限定されるとされている。

このため、直ちに屋内施設へ一時的に避難させ、その後の事態の推移に応じて、安全な地域への避難を指示することを基本とする。

2 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）・航空攻撃（通常弾頭）の場合

一般的に、兆候を事前に察知することは可能であるが、攻撃目標を特定することは困難であり、避難までの時間的余裕が少ないとされている。

このため、直ちに、屋内への避難を指示し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域への避難を指示することを基本とする。

3 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）・航空攻撃（核弾頭）の場合

一般的に、兆候を事前に察知することは可能であるが、攻撃目標を特定することは困難であり、避難までの時間的余裕が少ないとされている。また、核弾頭を用いた攻撃は、当初は爆心地周辺において爆風や放射線による被害をもたらす、その後は爆心地付近から風下方向において放射性降下物による被害をもたらすとされている。

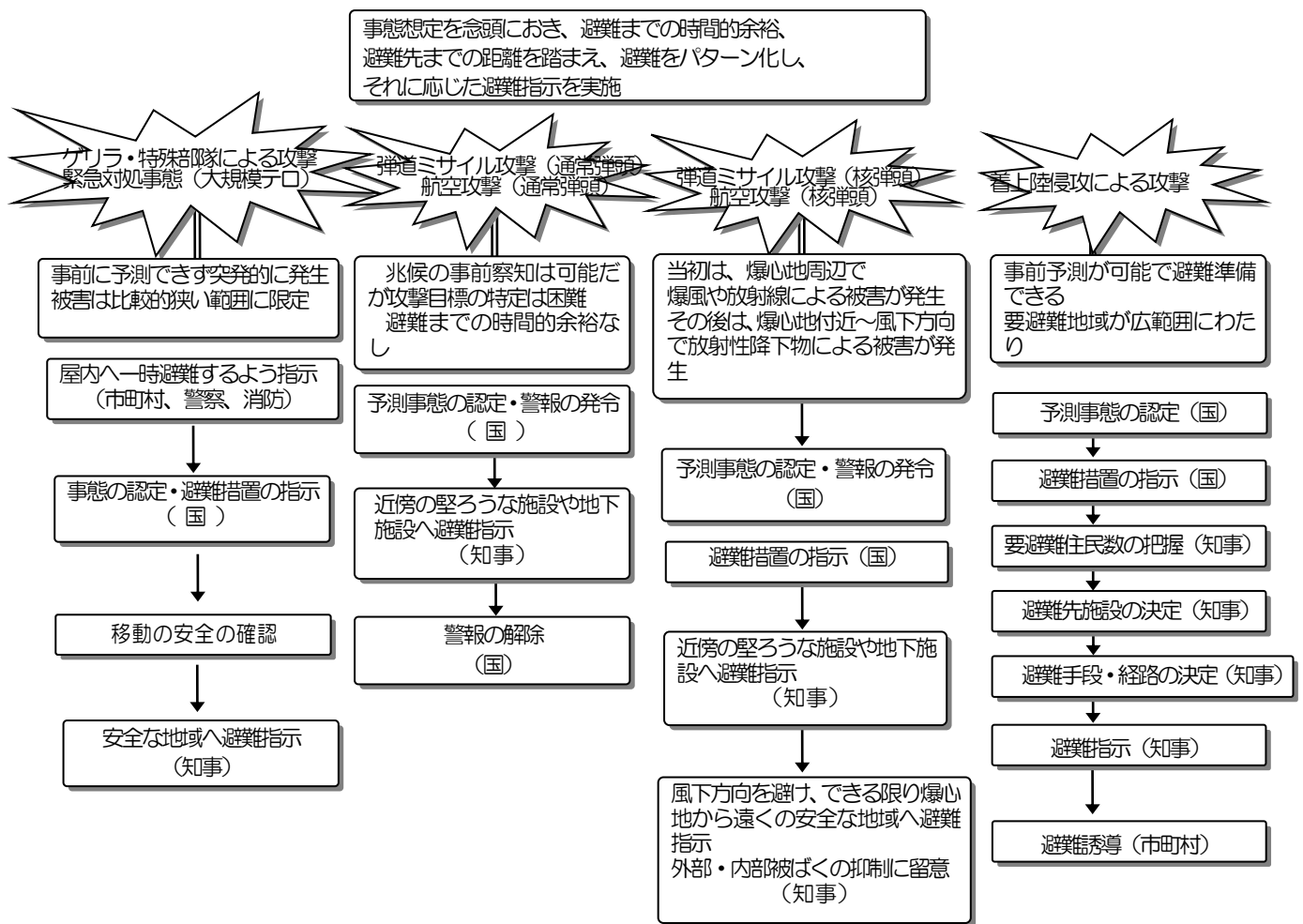
このため、核爆発に伴う直接の被害を受ける地域については、当初の段階は、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示することを基本とする。また、直接の被害を受けないものの放射性降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示することを基本とする。

4 着上陸侵攻による攻撃の場合

一般的に事前予測が可能であり、避難の準備ができるが、要避難地域が広範囲にわたり、避難期間も比較的長期に及ぶと想定されている。

このため、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、戦闘が予想される地域から先行して、府域内の避難先地域へ避難することとし、大規模な戦闘の場合は、府域外の避難先地域へ避難することを基本とする。

＜避難の指示＞



第2章 第2節 警報及び緊急通報

- 1 警報の伝達・通知
- 2 武力攻撃災害の兆候の通報
- 3 緊急通報の伝達・通知

1 警報の伝達・通知

■主担課：政策企画課

関係課：管理課、危機管理室、福祉推進課、子育て支援課、
環境課、行政委員会事務局、議会総務課、教育総務課、工務課

■実施内容

町長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、住民・関係団体等及び町の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。

・伝達先

消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校 等

・通知先

教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、
固定資産評価審査委員会、町議会、保育所 等

■実施手順

1 警報の受信

- ・府から通知のあった警報の内容を確認する。
- ・府へ警報を受信した旨の報告を行う。

2 伝達・通知先の確認

- ・伝達・通知先に漏れ・誤りはないか確認する。

3 警報の伝達・通知

- ・あらかじめ定めておいた伝達・通知方法により伝達・通知する。
特に必要な相手方には警報の受信の確認を行う。

4 報道発表等

- ・報道発表を行うとともに、町ホームページ・おおさか防災ネットに掲載する。

■留意事項

1 伝達・通知方法（相手方と主な手段）

- ・住民に対しては、防災行政無線、広報車・消防車両（拡声器）、インターネット（ホームページ）等により伝達する。
- ・関係のある公私の団体に対しては、防災行政無線のほか、必要に応じて、電話、ファックス、電子メールにより伝達する。
- ・町の他の執行機関その他の関係機関に対しては、電話、ファックス、電子メールにより通知する。

2 事態に応じた伝達・通知

・ゲリラ・特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態の場合

特に、発生場所及びその周辺地域に対し、防災行政無線や広報車等により、また、必要に応じて、関係機関の協力を得て、ヘリコプターにより、伝達する。

・弾道ミサイル攻撃・航空攻撃〈通常弾頭・核弾頭〉の場合

特に、町全域に対し、防災行政無線等により注意喚起し、詳しい警報の内容は、ホームページ等、テレビ・ラジオ等により、伝達する。

・着上陸侵攻による攻撃の場合

特に、要避難地域に対しては、消防機関等と連携して、ファックス等により、自主防災組織や自治会等へ連絡し、それらを通じて、各世帯等に伝達する。また、災害時要援護者に対しては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉施設等の協力を得て、必要に応じて、戸別訪問等により伝達する。

■関係資料

- 1 警報発令・警報解除の通知〈様式〉【資料編 12 頁】
- 2 警報の伝達・通知先一覧【資料編 13 頁】
- 3 全国瞬時警報システム〈J-ALERT〉【資料編 14 頁】

2 武力攻撃災害の兆候の通報

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者から、直接又は消防吏員・警察官・海上保安官を通じて、通報を受けたときは、速やかに、知事に通知する。

■実施手順

1 通報の受信

- ・通報の内容を確認する。

2 知事へ通知

- ・通報の内容から、災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、府へファックス等により通知し、電話で状況を説明する。

3 近隣市町へ連絡

- ・災害が近隣市町に及ぶおそれがあると認めるときは、当該市町に連絡する。

■留意事項

1 知事への通知方法

- ・火災・災害等即報要領を準用して、府（勤務時間外は警備員室）へ、通知する。

■関係資料

1 火災・災害等即報要領（消防庁）【資料編 1 頁】

3 緊急通報の伝達・通知

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、住民・関係団体等及び町の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。

※緊急通報とは

武力攻撃により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民に対する危険が切迫しているときに、当該地域を対象に、知事が緊急に発令するもの。

■実施手順

1 伝達・通知方法

- ・原則として、警報の伝達・通知（14 頁）と同様とする。

■留意事項

1 優先的な伝達・通知

- ・緊急通報において、特定の地域について、武力攻撃災害の予測が示された場合は、当該地域の住民、関係する団体・機関に対し、特に優先して伝達・通知する。

■関係資料

1 武力攻撃災害緊急通報の発令の通知（様式）【資料編 15 頁】

第2章 第3節 避難の指示・退避の指示

- 1 避難の指示に係る情報の提供
- 2 避難の指示の伝達・通知
- 3 退避の指示

1 避難の指示に係る情報の提供

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

■実施手順

1 状況の把握

- ・避難が必要と思われる地域名・住民数、適切と思われる避難施設・避難手段・避難経路などについて、状況を把握する。
- ・状況の把握にあたっては、あらかじめ用意しておいた町内の地図と標示駒（指定避難施設、医療機関、公共交通機関、緊急交通路、生活関連等施設など）を活用する。

2 府への情報提供

- ・把握した情報については、速やかに府へ情報提供する。

■留意事項

1 迅速な情報提供

- ・特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃・緊急処理事態の場合、発生現場の状況等を踏まえ、避難措置の指示（国）、避難指示（府）が行われると思われることから、府からの照会がなくとも、適宜、迅速に情報提供する。

2 地図、写真等を活用した情報提供

- ・府への情報提供にあたっては、可能な限り、文字情報だけでなく、地図や写真などを添付する。

3 統計地理情報システムの活用

- ・要避難地域は基本的に町丁目で示す必要があることから、避難が必要と思われる地域の住民数等を把握する際には、あらかじめ用意しておいた基礎資料のほか、統計地理情報システム（総務省統計局）を活用する。

■関係資料

- 1 避難の指示に係る情報の提供（様式）【資料編 16 頁】
- 2 人口分布【資料編 17 頁】
- 3 指定避難施設一覧【資料編 19 頁】
- 4 地域緊急交通路一覧【資料編 20 頁】
- 5 鉄道・バス一覧【資料編 21 頁】

2 避難の指示の伝達・通知

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、知事から避難の指示を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民・関係団体等及び町の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。

■実施手順

1 伝達・通知方法

- ・原則として、警報の伝達・通知（14 頁）と同様とする。

■留意事項

1 優先的な伝達・通知

- ・特定の地域について、避難の指示が行われた場合は、当該要避難地域の住民、関係する団体・機関に対し、特に優先して伝達・通知する。

2 避難実施要領の迅速な作成

- ・特に、避難までに時間的余裕がない場合は、避難の指示の伝達・通知後速やかに（場合によっては同時に）避難実施要領（24 頁）が伝達・通知ができるよう、迅速に作成する。

3 外出中の住民への配慮

- ・事態発生時に外出していた住民が帰宅したときに、円滑に避難施設等へ誘導できるよう、駅周辺などに避難施設の開設状況等を掲示するとともに、避難住民自らも外出中の家族に災害用伝言ダイヤル等を用いて避難状況を連絡するよう促す。

■関係資料

1 避難の指示の通知（様式）【資料編 22 頁】

3 退避の指示

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民を保護し、又は災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避の指示を行う。

（退避の指示とは）

避難の指示を待っていては、目前の危険から住民を保護することができないときに、地域の実情に精通し権限のある者が、独自の判断で、災害の及ばない地域・場所（屋内を含む）に、一時的に逃げるよう、指示すること。

■実施手順

1 通報の受信

- ・通報の内容を確認する。

2 状況の確認

- ・発生現場に町職員を派遣し、状況を確認する。

3 関係機関との調整

- ・発生現場に府職員、消防吏員、警察官、海上保安官、自衛官がいる場合は、それらの者と退避の必要性、退避が必要な地域、退避先等について調整を行う。

4 退避の指示

- ・住民に対し、退避の指示を行う。

5 住民へ伝達

- ・防災行政無線、広報車（拡声器）等により住民へ伝達する。

6 知事へ通知等

- ・府に通知するとともに、上記機関のほか、放送事業者、退避先市町村に連絡する。

7 退避指示の解除

- ・広報車、立看板等で、解除した旨を公示するとともに、知事等へ通知・連絡する。

■留意事項

1 関係機関への要請

- ・発生現場に町職員が到着しておらず、緊急の必要があると認めるときは、町長は、現場の警察官又は海上保安官に退避の指示を行うよう要請する。

2 退避先の指示

- ・退避が長期化するおそれがあるときは、最寄りの収容型の指定避難施設を退避先とし、退避の指示を行うことを基本とする。

■関連資料

- ・退避の指示（一例）【資料編23頁】
- ・退避の指示の通知（様式）【資料編23頁】

第2章 第4節 避難誘導

- 1 避難実施要領の作成
- 2 避難誘導の実施

1 避難実施要領の作成

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、住民に対し避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関の意見を聴いて、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成する。

○避難実施要領に定める事項

- i 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ii 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- iii 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

○避難実施要領のパターン

避難実施要領のパターンは、府の避難パターン等を踏まえ、次の4つとする。

- パターン1 グリラ・特殊部隊による攻撃・緊急処理事態の場合
- パターン2 通常弾頭を搭載した弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の場合
- パターン3 核弾頭を搭載した弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の場合
- パターン4 着上陸侵攻による攻撃の場合

■実施手順

1 避難の指示の受信

- ・避難の指示の内容を確認する。

2 避難実施要領のパターンの選択

- ・対処基本方針や避難指示の内容、事態発生現場の状況などを踏まえ、あらかじめ作成しておいたパターンの中から、最も適切なパターンを選ぶ。

3 避難者数の把握

- ・町丁目ごとの避難者数を把握する。
- ・災害時要援護者の避難者数を把握する。

4 避難施設の確保

- ・指定避難施設のリスト（データベース）の中から、府と調整して、避難施設を確保する。

5 避難の実施単位ごとの避難先を決定

- ・避難は、原則として、自治会、学校、事業所等を単位として行う。
- ・避難の実施単位ごとの避難先を、府と調整して、決定する。

6 避難手段の調整

- ・町内の避難にあたり、鉄道・バスを利用する場合は、府と調整のうえ、運送事業者と、避難者数、集合時間・場所など避難住民の運送に関する具体的事項について調整する。
- ・調整にあたっては、運送事業者にあらかじめ作成・提供しておいた、指定避難施設（集合型）の位置図などの資料を活用する。

7 避難経路の調整

- ・避難にあたり、バスを利用する場合は、府を通じて、府警察と交通規制について、国道などの道路管理者と道路状況について、調整する。

8 災害時要援護者の避難誘導

- ・災害時要援護者支援班を設けるなどして、誘導方法を検討し、関係機関・団体等と調整を行う。

9 誘導職員の配置の検討

- ・町・消防機関の職員による配置を検討する。

10 応援要請の検討・調整

- ・警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導、府職員による避難誘導補助を要請する必要性の有無について検討し、調整を行う。

11 避難実施要領の案を作成

- ・前項までの検討・調整を踏まえ、避難実施要領の案を作成する。

12 関係機関からの意見聴取

- ・町の他の執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安本部等、自衛隊などから意見を聴取する。

13 避難実施要領の決定

- ・町長は、関係機関の意見を踏まえ、避難実施要領を決定（作成）する。

14 避難実施要領の伝達・通知、連絡

- ・住民・関係のある公私の団体に伝達するとともに、町の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部長、海上保安航空基地長、海上保安署長）、自衛隊地方協力本部長、その他の関係機関に通知する。
- ・放送事業者である指定（地方）公共機関に対し、府と調整のうえ、連絡する。

15 避難実施要領の変更

- ・避難の指示の内容が変更された場合、事態の状況が変化した場合は、直ちに、避難実施要領を変更する。

■留意事項

- 1 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・地域の住所、避難誘導の実施単位を記載する。
- 2 避難先
 - ・避難先の住所、施設名を記載する。
- 3 一時集合場所及び集合方法
 - ・一時集合場所の住所・場所名、それへの交通手段を記載する。
- 4 集合時間
 - ・集合時間、出発時間を記載する。
- 5 集合に当たっての留意事項
 - ・住民間における、集合時の災害時要援護者の所在確認、集合後の不在者確認・残留者の有無確認を記載する。
- 6 避難の手段及び避難の経路
 - ・避難に使う交通手段、経路を記載する。
- 7 町職員、消防職団員の配置等
 - ・誘導職員の配置、担当業務、連絡先を記載する。
- 8 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
 - ・災害時要援護者への対応方法を記載する。
- 9 要避難地域における残留者の確認
 - ・残留者の確認方法を記載する。
- 10 避難誘導中の食料等の支援
 - ・食料・水・医療・情報の提供など、支援内容を記載する。
- 11 避難住民の携行品、服装
 - ・必要最低限の携行品、服装について記載する。
- 12 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先
 - ・対策本部の避難誘導担当の電話番号・担当者を記載する。

■関係資料

- 1 避難実施要領のパターン（一例）【資料編 24 頁】
- 2 避難実施要領の作成の通知（様式）【資料編 28 頁】

2 避難誘導の実施

■主担課：危機管理室

関係課：管理課、警備第一課・第二課

■実施内容

- ・町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

■実施手順

○避難実施要領パターン1（ゲリラ・特殊部隊による攻撃・緊急対応事態の場合）

防災・危機管理担当職員等を、現場に派遣し、警察・消防・海保・自衛隊などの関係機関と調整したうえで、安全が確保された場所において、広報車等（拡声器）を用いて、誘導を行う。なお、安全確保が確認できない場所においては、自衛隊に誘導を要請する。

- 1 防災・危機管理担当職員等の派遣
 - ・第1報を踏まえ、防災・危機管理担当職員等を現場に派遣する。
- 2 発生現場の状況を把握
 - ・先に到着している関係機関から情報提供を受けるなどして、発生現場の状況を把握する。
- 3 関係機関との調整
 - ・具体的な誘導方法について、警察・消防・海保・自衛隊などの関係機関と調整し、役割分担などを確認する。
- 4 避難誘導の開始
 - ・配置場所の安全を確認したうえで、拡声器等を用いて、避難誘導を行う。
- 5 残留者の確認
 - ・誘導職員は、受け持ち地域に残留者がいないどうか確認し、残留者がいた場合は、直ちに誘導する。
- 6 避難誘導完了の確認・報告
 - ・誘導職員は、避難先地域外へ誘導し終えたことを確認し、町対策本部に、その旨の報告を行う。

○避難実施要領パターン2（弾道ミサイル攻撃・航空攻撃〈通常弾頭〉の場合）

防災行政無線、広報車等により、警報・避難指示を伝達し、近傍の堅ろうな施設や地下施設など、屋内への避難を促すことによって、誘導を行う。

1 警報・避難指示の伝達

- ・防災行政無線を用いて、サイレン吹鳴・音声放送を行うとともに、町ホームページ・おおさか防災ネットに、警報・避難指示の内容を掲載する。

2 関係機関・団体を通じた伝達

- ・関係のある公私の団体に対し、電話、ファックス、電子メールにより伝達し、当該団体の構成員等に、警報・避難指示の周知を要請する。

3 広報車等による伝達

安全確保が確認できる場合は、町域を広報車等で巡回し、拡声器等により、伝達する。

○避難実施要領パターン3（弾道ミサイル攻撃・航空攻撃〈核弾頭〉の場合）

防災行政無線、広報車等により、警報・避難指示を伝達し、近傍の堅ろうな施設や地下施設など、屋内への避難を促すことによって、誘導を行う。着弾後、核弾頭を搭載していたことが判明した場合は、国からの情報を踏まえ、安全を確保したうえで、利用可能な公共交通機関、借上バスを利用して、誘導を行う。

1～3は、避難実施要領パターン2と同じ

4 着弾現場の状況確認

- ・住民・関係機関より、着弾現場の状況に関する情報を収集する。

5 国からの情報収集

- ・府を通じて、国から、残留放射線の影響を受ける地域・期間、放射性降下物が予測される地域・期間などの情報を収集する。

6 安全の確保

- ・誘導職員に防護服を着用させるとともに、安定ヨウ素剤を服用するなどして安全を確保する。

7 避難誘導の開始

- ・残留放射線の低減などを確認後、駅やバス避難者の集合場所において、避難誘導を行う。

8 残留者の確認

- ・誘導職員は、受け持ち地域に残留者がいないどうか、確認する。残留者がいた場合は、直ちに誘導する。

9 避難者名簿の作成

- ・必要に応じて、自主防災組織や自治会等の地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。

10 避難誘導完了の確認・報告

- ・誘導職員は、避難住民を避難先地域の避難施設へ誘導し終えたことを確認し、町対策本部に、その旨の報告を行う。

○避難実施要領パターン4（着上陸侵攻による攻撃の場合）

戦闘が予想される地域から先行して、公共交通機関、借上バスを利用して、町域外の避難先地域へ、大規模な攻撃の場合は他府県の避難先地域へ、避難先や避難経路にあたる市町村など関係機関と連携して、誘導を行う。

- 1 誘導職員の選定
 - ・発生した事態の規模等を踏まえ、必要人数を決め、避難誘導に従事する誘導職員を選定する。
- 2 避難実施要領の内容確認
 - ・誘導職員に対し、避難実施要領の内容と各誘導職員の配置場所・担当業務を説明する。
- 3 特殊標章の携行
 - ・誘導職員に、防災服を着用させるとともに、武力攻撃事態（予測事態を含む）の場合においては、特殊標章（腕章・旗等）・身分証明書を携行させる。
- 4 誘導職員等の配置
 - ・避難実施要領で定めた場所に、誘導職員、広報車等（拡声器）の配置、誘導案内板、誘導ロープの設置等を行う。
- 5 避難誘導の開始
 - ・町対策本部は、誘導職員に対し、避難誘導の開始の指示を行う。
- 6 残留者の確認
 - ・誘導職員は、受け持ち地域に残留者がいないどうか、広報車等による呼びかけや必要に応じて戸別訪問により、確認する。残留者がいた場合は、直ちに誘導する。地域にとどまろうとする者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、説得に努める。
- 7 避難者名簿の作成
 - ・必要に応じて、自主防災組織や自治会等の地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。
- 8 避難誘導完了の確認・報告
 - ・誘導職員は、避難住民を避難先地域の避難施設へ誘導し終えたことを確認し、町対策本部に、その旨の報告を行う。

■留意事項

1 安全の確保

- ・誘導職員に対し、事態の推移、災害の発生状況などの情報を、適宜提供するなどして、避難住民及び誘導職員の安全を確保する。

2 食品・飲料水、医療の提供

- ・長距離・長時間の避難を誘導する場合は、府と連携して、食品・飲料水、医療の提供その他の便宜を図る。

3 曜日、時間帯を念頭においた避難誘導

- ・平日の昼間においては、状況に応じて、事業所や学校を避難の実施単位として、誘導を行う。
- ・夜間においては、避難経路の要所に、照明器具（投光器、自動車のヘッドライト等）を配備する。

4 災害時要援護者の避難誘導

- ・関係機関・関係団体、関係施設の施設管理者、地域住民・避難住民等の自発的な協力を得ながら、誘導を行う。

5 関係機関との連携

- ・町職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、自衛隊部隊長に対し、避難住民の誘導を要請する。

6 退避の指示・警戒区域の設定等

- ・特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、緊急対応事態の場合において、武力攻撃災害の兆候を覚知したときは、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施する。

7 被ばくの抑制

- ・特に、弾道ミサイル攻撃・航空攻撃（核弾頭）の場合において、避難住民に対し、外部被ばくを抑制するため、タオル等による口・鼻の保護、手袋・帽子・雨ガッパ・ゴーグル等の着用を促すとともに、内部被ばくを抑制するため、汚染された疑いのある水・食料の摂取を避けるよう周知する。

第3章 第1節 救援の実施

- 1 町長による救援
- 2 避難所の開設、管理運営
- 3 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
- 4 医療の提供及び助産
- 5 被災者の捜索・救出
- 6 遺体の処理
- 7 遺体の火葬
- 8 電話その他の通信設備の提供
- 9 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 10 学用品の給与
- 11 生活障害物の除去

1 町長による救援

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、知事からの指示を受け、又は知事を補助して、厚生労働省が定めた基準、国民保護計画、府と調整した役割分担等に基づき、関係機関の協力を得て、次の措置を講じる。

- i 避難施設の開設・管理運営、応急仮設住宅等の確保
- ii 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
- iii 医療の提供及び助産
- iv 被災者の捜索・救出
- v 遺体の処理、埋葬・火葬
- vi 電話その他の通信設備の提供
- vii 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- viii 学用品の給与、
- ix 生活支障物の除去

■実施手順

1 救援の程度及び方法の基準

- ・町長は、厚生労働省が定めた救援の程度及び方法の基準（平成 16 年 9 月 17 日 厚生労働省告示第 343 号）に基づき、救援の措置を行う。
- ・町長は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を厚生労働大臣に申し出るよう要請する。

2 府と町の役割分担

- ・町長は、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、事態発生後の状況に応じた府と町の役割分担を調整する。
- ・知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、その通知に基づき、救援の措置を行う。
- ・上記通知で実施することとされた措置を除き、知事が行う救援を補助する。

■留意事項

■関係資料

- 1 救援の程度及び方法の基準（厚生労働省告示）【資料編 29 頁】
- 2 救援における府と市町村（指定都市を除く）の役割分担【資料編 36 頁】

2 避難施設の開設、管理運営

■主担課：教育総務課

■実施内容

- ・避難施設は、府が、避難先市町村の意見を聴いたうえで開設し、市町村が管理運営を行う。
- ・町が避難先地域に指定されたとき、府が避難施設の開設を円滑に行えるよう対応するとともに、あらかじめ別に定めておいた避難施設運営マニュアルに基づいて、施設管理者、避難住民等の協力を得て、適切に避難施設を管理運営する。

■実施手順

1 候補施設の選定

- ・府が避難先地域に指定されたとき、府は、発生した事態の状況や避難住民数などを踏まえ、町に候補施設の選定を依頼する。
- ・教育総務課は、指定避難施設のリスト（データベース）の中から、適当と思われる候補施設を選び、当該施設及び周辺の安全性を可能な限り確認するとともに、必要に応じて施設管理者と事前調整したうえで、府に意見を述べる。

2 開設する避難施設の決定

- ・府は、町の意見を聴取したうえで、開設する避難施設を決定する。
- ・教育総務課は、避難施設の決定について、府から通知を受けたときは、開設する避難施設の管理者等に対し、通知する。

3 管理運営職員の派遣

- ・教育総務課は、開設する避難施設に、あらかじめ作成しておいた職員配置計画に基づき、管理運営職員を派遣する。
- ・教育総務課は、管理運営職員の配置が完了したときは、府へ連絡する。

4 避難施設開設の周知

- ・教育総務課は、避難施設が開設されたときは、府と連携協力して、警報の伝達・通知（14 頁）と同様の方法を用いて、住民に対し周知を行う。

5 避難者の受け入れ

- ・管理運営職員は、施設管理者と調整して決めたスペースへ避難住民を誘導する。
- ・管理運営職員は、誘導が完了した段階で、避難者の概数、水・食料や生活必需品の必要量などを、教育総務課へ報告する。

6 避難者名簿の作成

- ・管理運営職員は、運営委員を通じて、安否情報収集様式（資料編 62 頁）を配布し、避難住民から直接回収して、避難者名簿を作成する。

7 避難施設運営委員会の設置

- ・管理運営職員は、施設管理者、避難住民の代表者（自治会長等）などを構成メンバーとする運営委員会を設置する。
- ・避難施設内で発生する様々な作業を行うため、運営委員会のもとに、避難住民などで構成する活動班を設置する。
- ・他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図る。

8 避難施設運営ルールの作成・周知

- ・運営委員会は、避難住民等の意見を聴いたうえで、避難施設の運営ルールを作成し、それに基づき、避難住民等の協力を得ながら、避難施設を運営する。

■留意事項

- 1 水・食料、生活必需品の配布
 - ・水・食料、生活必需品などが避難施設に搬入された場合、台帳を作成のうえ、適宜、避難住民へ配布する。
 - ・不足する物資があれば、町対策本部へ連絡する。
- 2 情報の収集・提供
 - ・保護措置の実施状況・実施予定などの情報を避難住民へ正確・迅速に提供する。
 - ・保護措置を的確に実施するため、避難住民のニーズを把握する。
- 3 保健福祉・衛生
 - ・健康相談（心のケアを含む）の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、風呂・シャワーの設置、清掃・ごみ処理の実施、プライバシーの確保などを行う。
- 4 災害時要援護者への配慮
 - ・施設のバリアフリー化（障害者トイレの設置など）、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所への移送などを行う。
- 5 避難所等における安全確保等
 - ・警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。
- 6 避難生活長期化への対応
 - ・地域コミュニティの維持・形成、生活相談所の開設などを行う。
 - ・応急仮設住宅等については、必要な戸数を把握し、府に報告するとともに、その建設などにあたっては、府を補助し、又は府から委任を受けた場合は、府にかわってこれを行い、確保する。

■関係資料

- 1 避難施設を管理運営するために必要なスペース例【資料編 38 頁】
- 2 避難施設を管理運営するために必要な組織例【資料編 40 頁】
- 3 避難施設の管理運営における災害時要援護者への対応例【資料編 41 頁】

3 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

■主担課：教育総務課
関係課：工務課、環境課

■実施内容

- ・町は、自然災害時の方法に準じて、必要に応じ、他市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与を行う。

■実施手順

1 飲料水の供給

- ・水道施設が被害を受け、通常の方法により、住民等に飲料水を供給することができなくなった場合は、次の手順により、応急的な給水活動を実施する。
 - i 被害状況を確認し、応急給水の必要量を把握する。
 - ii 拠点給水（浄水池、配水池等）、運搬給水（給水車、トラック等）、水栓給水（仮設給水栓、共用栓等）による供給量を確認する。
 - iii 上記 ii の応急給水に必要な資機材を確保する。
 - iv 町のみでは十分な給水量、資機材が確保できないときは、府を通じて、隣接市町等に応援を要請する。
 - v 必要に応じて飲料水の水質検査及び消毒を行う。
 - vi 応急給水の実施計画を作成し、実施体制を整える。
 - vii 応急給水の場所・時間などを避難住民へ広報する。
 - viii 応急給水を実施する。

2 食品の給与、生活必需品の給与・貸与

- ・食品、生活必需品は、次の手順により、避難住民等に対し、提供する。
 - i 避難住民数を把握し、食品や生活必需品の必要量を確認する。
 - ii 備蓄量や協定締結先からの調達可能量を確認する。
 - iii 町のみでは必要量を確保できないときは、府を通じて、他市町村等に応援を要請する。
 - iv 配送（受入を含む）・配布計画を作成し、実施体制（人員・車両）を整える。
 - v 配布場所・時間などを避難住民へ広報する。
 - vi 台帳を作成のうえ、食品、生活必需品を配布する。

■留意事項

1 災害時要援護者への配慮

- ・食品の提供にあたっては、高齢者にはやわらかい食事など、乳幼児には粉ミルク・離乳食など、内部障害者には疾病に応じた食事などを提供するほか、食事制限のある難病患者・人工透析患者への配慮や文化・宗教上の配慮を行う必要がある。

■関係資料

1 町における備蓄状況一覧【資料編 46 頁】

4 医療の提供及び助産

■主担課：すこやか推進課

■実施内容

町は、町国民保護計画、大阪府災害時医療救護活動マニュアルなどを踏まえ、医療関係機関・医療関係者等と連携して、救命医療を最優先とする医療救護活動（助産を含む）を実施する。

■実施手順

1 医療情報の収集・提供活動

- ・すこやか推進課は、高槻市医師会、茨木保健所と協力・連携し、広域災害・救急医療情報システムを使用するなどして、災害医療情報を収集する。ただし、電話回線の断絶等により広域災害・救急医療情報システムによる情報収集ができない場合は、保健所と連携・分担して災害医療情報の収集にあたりるとともに、防災行政無線等を使用して、府医療対策課又は大阪府救急医療情報センターへ報告する。
- ・すこやか推進課は、案内板の設置や広報車等により、医療救護所等の情報を住民に提供する。

2 現地医療対策

- ・すこやか推進課は、管内の医療救護所に配置すべき医療救護班（救急医療班のほかには診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班）を、町災害医療センター及び高槻市医師会の協力を得て、編成・派遣する。
- ・町単独では十分対応できない場合は、原則として、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

3 後方医療対策

- ・すこやか推進課及び消防機関は、府から得た医療機関の患者受入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう、患者を搬送する。
- ・搬送車両を十分確保できない場合は、府と連携して搬送車両を確保するとともに、必要に応じ、府に対し、搬送用のヘリコプター等、船舶の確保を要請する。

4 医薬品等の確保・供給活動

- ・すこやか推進課は、広域災害・救急医療情報システム等により把握した病院及び救護所のニーズを把握し、必要な医薬品等を供給する。
- ・困難な場合や不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

■関係資料

- 1 大阪府災害時医療救護活動マニュアル【資料編 47 頁】
- 2 大阪府内災害医療機関一覧【資料編 58 頁】

5 被災者の捜索・救出

■主担課：警備第一課・第二課

■実施内容

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）を捜索し、又は救出する。

■実施手順

1 情報の収集・提供

- ・警備第一課・第二課は、被災情報・安否情報等を踏まえ、捜索・救出の対象者に関する情報を収集し、警察、消防、海保、自衛隊などの関係機関に提供する。

2 人員・資機材の確保

- ・警備第一課・第二課は、捜索・救出の対象者に関する情報を踏まえ、必要な人員・資機材を確保する。

3 捜索・救出の実施

- ・警備第一課・第二課は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合であることを確認したうえで、警察、消防、海保、自衛隊などの関係機関と連携を図りながら、捜索・救出活動を行う。

4 応援要請

- ・警備第一課・第二課は、町だけでは十分な活動ができない場合は、府を通じて、他の市町村へ応援を要請する。
- ・また、自らの消防力だけでは十分な活動ができない場合は、相互応援協定に基づき、他の消防機関へ応援を要請し、府へ連絡する。

6 遺体の処理

■主担課：福祉推進課

関係課：警備第一課・第二課、住民課

■実施内容

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、遺族が遺体の処理を行うことができないときは、府の指示を受け、遺族に代わって、遺体の洗浄・縫合・消毒等、一時安置、検案を行う。

■実施手順

1 死亡者数等の把握

- ・福祉推進課は、警察、消防、医療機関等と連絡をとり、死亡者数を把握する。
- ・福祉推進課は、死亡者数を踏まえ、今後必要となる人員・物品を把握し、自らの態勢を整えるとともに、町だけでは十分に対応ができない場合は、府、他の市町村、葬祭業者等へ応援を要請する。

2 遺体安置所の設置

- ・福祉推進課は、警察署と協議しながら、被災地の周辺で安全性が確認された地域にある、遺体の安置に適した施設（体育館等）や広場（天幕等が必要）を確保する。
- ・福祉推進課は、確保した安置所の場所、受入れ可能な遺体数などを、町対策本部、警察・医療機関等に報告・連絡する。
- ・福祉推進課は、葬祭業者に連絡し、棺・ドライアイスなど、安置に必要な物品を調達する。

3 遺体の一時安置

- ・福祉推進課は、被災地、医療機関から遺体安置所へ、関係機関等の協力を得て、遺体を搬送し、遺体を安置する。
- ・福祉推進課は、自らが遺族に安否情報収集様式（資料編 65 頁）を配布し記入してもらるか、又は警察、医療機関その他の関係機関に照会し得られた情報をもとに自らが記入して、遺体の発見日時・場所、氏名等を確認し、死体処理台帳を作成・保存する。
- ・各遺体安置所の責任者は、遺体安置数等を適宜福祉推進課に報告する。

4 検案

- ・福祉推進課は、町による検案及び警察による見分・検視が円滑に行われるよう、警察署と連絡をとりあい、連携協力する。
- ・町による検案は、原則として、救護班において行う。救護班ができない場合は、一般開業の医師による検案を行う。
- ・検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合又は医師の診

療中の患者が最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その死体について死因その他につき医学的検査をなすこと。

【参考】見分・検視

- ・警察官が発見した死体又は警察官に届出がなされた死体については、死体取扱規則の規定により、警察官が遺体の見分調書を作成することになっているので、死体が警察から遺族又は町に引き渡されてから後に、必要な遺体の処理を行う。
- ・死亡の原因が犯罪によるものではないかという疑いがもたれるような変死体については、刑事訴訟法及び検視規則等の規定により措置を行うことになっているので、変死体を発見した場合は、直ちに警察署に届ける。

5 遺体の洗浄・縫合・消毒等

- ・福祉推進課は、検案、見分・検視が済んだ遺体について、必要に応じて、洗浄・縫合・消毒を行う。
- ・福祉推進課は、洗浄等が済んだ遺体を納棺し、ドライアイスを置く等の措置を行い、一時安置する。

6 遺体の引渡し

- ・福祉推進課は、府や警察等と連携協力しながら、安否情報の照会者への提供や報道機関等を通じた公表により、親族や身元引受人の発見に努め、遺族等に遺体を引き渡す。
- ・引渡状況については、各遺体安置所の責任者は、遺体処理台帳に記載し、町対策本部へ報告し、町対策本部は府に報告する。

■関係資料

1 遺体処理台帳（様式例）【資料編 60 頁】

7 遺体の火葬

■主担課：福祉推進課

関係課：住民課

■実施内容

町は、遺族が遺体の火葬を行うことができない場合に、遺族に代わって、遺体の火葬を行う。

その際、厚生労働省により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例を定められたときは、その特例に基づき行う。

■実施手順

1 死亡者数等の把握

- ・福祉推進課は、死亡者数、行方不明者数、遺体安置数などの情報を収集する。

2 火葬能力の確認

- ・福祉推進課は、死亡者数等を踏まえ、今後必要となる斎場数・人員・物品（火葬用品、灯油、骨つぼ等）を把握し、自らの態勢を整える。

3 火葬計画の作成

- ・福祉推進課は、火葬を必要とする死亡者数、使用する斎場数を踏まえ、関係機関と調整のうえ、火葬計画を作成する。
- ・福祉推進課は、火葬計画に基づき、利用可能な斎場の場所・利用方法を遺族等に提供する。

4 遺体の火葬

- ・親族や身元引受人のいない遺体については、町対策本部が火葬許可書を発行し、福祉推進課が、火葬計画に基づき、斎場へ搬送して、火葬を行う。
- ・斎場は、火葬後、火葬証明書を発行し、骨つぼを提供する。
- ・火葬された遺骨及び遺留品は、遺体が安置されていた安置所で一時保管する。

■留意事項

1 外国人等への配慮

- ・外国人等が死亡した場合は、宗教・文化等の違いを踏まえた処置を行う。
具体的には、死亡者の遺族に、遺体の処置の方法を確認する。
遺族が海外にいる場合には、領事館等を通じて確認する。

8 電話その他の通信設備の提供

■主担課：危機管理室、教育総務課

■実施内容

町は、電気通信事業者である指定（地方）公共機関が避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備を臨時に設置する場合において、設置場所の提供など必要な協力を行う。

■実施手順

1 避難施設の状況報告

- ・避難施設の管理運営を担当する教育総務課は、避難施設の通信設備の状況及び通信設備の設置希望（設置希望場所の住所・建物名、設置位置等）を府に報告する。

2 電気通信事業者への協力要請

- ・報告を受けた府は、電気通信事業者に対し、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難施設などに設置するよう協力を要請する。

3 設置場所の調整

- ・電気通信事業者の協力の了解が得られたとの連絡を府から受けたときは、教育総務課は、当該事業者と、通信設備の具体的な設置場所などについて調整する。

9 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

■主担課：都市計画課

■実施内容

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急的に補修する。

■実施手順

1 被災状況の把握

- 都市計画課は、住宅の被災状況等を把握し、応急修理が必要な住家の有無について、確認する。

(要件)

○災害によって住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること

- ・応急修理の対象は、住家であること
- ・住家が、半壊又は半焼したものであること
- ・災害に起因するものであること
- ・当面の日常生活が営み得ない状態にあること

○自らの資力をもってしては、応急修理ができない者であること

2 応急修理の実施

- 都市計画課は、建築関係業者と直接契約するか又は職員を動員して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分のみを対象に応急修理を実施する。
- 町だけでは十分な対応ができない場合は、府へ応援を要請する。

10 学用品の給与

■主担課：教育総務課

関係課：教育推進課

■実施内容

町は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

■実施手順

1 被災状況の確認・報告

- ・教育総務課は、教育推進課と協力して、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒（※）のうち、教育委員会が所管する児童・生徒の被災状況を確認し、学用品の給与が必要な児童・生徒の人数を把握し、府教育委員会に報告する。

※は、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を指す。

2 学用品の給与

- ・学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - i 教科書
 - ii 文房具
 - iii 通学用品
- ・学用品の給与は、次の方法により行う。

（給与の必要な地域が単一の市町村の場合）

教育委員会教育総務課は、学校及び教育推進課と連携協力し、上記学用品の必要数を調達・確保し、配布する。

（給与の必要な地域が複数の市町村の場合）

教育委員会教育総務課は、学校及び教育推進課と連携協力し、上記学用品の必要数を、府教育委員会に報告し、府教育委員会から支給のあった学用品を配布する。

■関係資料

- 1 小・中学校、高等学校一覧【資料編 61 頁】

11 生活障害物の除去

■主担課：都市計画課

■実施内容

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、障害物を除去する。

■実施手順

1 被災状況の把握

- 都市計画課は、住宅等の被災状況等を把握し、障害物の除去が必要な住家の有無について確認する。

2 障害物の除去

- 都市計画課は、住宅の応急修理の方法に準じて、建築関係業者と直接契約するか又は職員を動員して、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去する。
- 町だけでは十分に対応ができない場合は、府へ応援を要請する。

第3章 第2節 安否情報

- 1 安否情報の収集
- 2 安否情報の整理・報告
- 3 安否情報の提供
- 4 安否情報の公表

1 安否情報の収集

■主担課：危機管理室

関係課：福祉推進課、いきいき健康課、子育て支援課

■実施内容

町長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（町の住民以外の者で、町に在る者及び町で死亡した者を含む。）の安否に関する情報を収集する。

事態発生直後における安否情報の収集・入力にあたっては、特に、身元が判らない意識不明の負傷者や死亡者の情報（否情報）を、避難住民の情報（安情報）より、優先的に取り扱う。

■実施手順

1 収集班の編成

- ・危機管理室は、消防本部、警察署等と連携し、被災者の人数と搬送先等を確認する。
- ・危機管理室は、被災者の状況を踏まえ、収集班を編成する。
- ・収集班は、収集様式を持参して、各搬送先等に急行する。

2 収集様式への記入

- ・原則として、被災者本人による記入が可能であれば本人が、不可能であれば町職員が記入する。
- ・医療機関等に搬送された負傷者（入院した者のみ。搬送後死亡した者を含む）
⇒協力が得られれば、医療機関を通じて本人に収集様式を配布し記入してもらうか、又は医療機関に記入してもらう。
- ・遺体安置所等に搬送された死亡者
⇒町職員自らが遺族に収集様式を配布して記入してもらうか、又は警察、医療機関その他の関係機関に照会し得られた情報をもとに町職員が記入する。
- ・避難施設に避難した住民（避難施設に避難した負傷者を含む）
⇒町の各避難施設管理運営担当者が避難住民に収集様式を配布し記入してもらう。

3 収集様式の回収

- ・収集班は、収集様式を回収して、入力班へ、手渡し又はFAX する。

4 安否情報の入力

- ・入力班は、原則として、町に設置されたパソコンから、安否情報システムを立ち上げて、入力する。

■留意事項

- 1 個人情報の保護
 - ・安否情報という個人情報を取り扱うことから、収集様式の保管やパソコンの設置場所などに留意する。
- 2 他市町村へ搬送された場合の対応
 - ・町は、搬送先市町村に、安否情報の収集・収集した情報の提供を依頼するとともに、依頼した旨を府に連絡する。
- 3 町で安否情報の収集ができない場合の対応
 - ・被害が甚大で、避難・救援等の活動に人手をとられ、安否情報の収集ができない場合は、原則として、隣接市町に、収集を依頼するとともに、依頼した旨を府に報告する。
- 4 医療機関との連携
 - ・発生直後に医療機関から協力が得られない場合は、時間をおいて再度、協力を要請する。また、他の医療機関へ二次搬送された場合は、搬送先を確認し、安否情報を収集する。

■関係資料

- 1 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）【資料編 62 頁】
- 2 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） 記入例【資料編 63 頁】
- 3 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） チェックリスト【資料編 64 頁】
- 4 安否情報収集様式（死亡住民）【資料編 65 頁】
- 5 安否情報収集様式（死亡住民） 記入例【資料編 66 頁】
- 6 安否情報収集様式（死亡住民） チェックリスト【資料編 67 頁】
- 7 他市町村への安否情報の収集の依頼（様式）【資料編 68 頁】

2 安否情報の整理・報告

■主担課：総務部危機管理室

関係課：健康福祉部福祉推進課、いきいき健康課、子育て支援課

■実施内容

収集した安否情報については、同一人物の安否情報が重複している等の可能性があることから、町は、重複を除去するなどして、安否情報の整理を行ったうえで、大阪府に報告する。

■実施手順

1 重複の有無等の確認

- ・整理班の担当者は、町に設置されたパソコンから、安否情報システムを閲覧して、4情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所）等をもとに、重複の有無等（同一人物がいないか等）を確認する。

2 過誤の判明

- ・重複等がある場合（おそれを含む）、整理班の担当者は、収集班などに電話等で確認するなどして、過誤を明らかにし、整理班の責任者へ連絡する。

3 重複の除去等

- ・整理班の責任者は、担当者からの連絡を受け、その内容を確認したうえで、町に設置されたパソコンから、安否情報システムを操作して、重複の除去などを行う。

4 府への報告

- ・整理班の責任者は、整理された安否情報を府へ報告する。

■留意事項

1 整理責任者の設置

- ・整理事務の作業対象となるデータベースは1つなので、原則として、安否情報システムを操作して重複の削除等を行う整理責任者は1名とする。
また、府への報告は、原則として、整理責任者が行う。

2 個人情報の保護

- ・安否情報という個人情報を取り扱うことから、整理事務を行うパソコンの設置場所等について留意する。

3 迅速性を優先した報告

- ・迅速性を求められているときは、整理が十分にできていなくても、一旦、府に報告し、後から整理し直して、再報告する。

4 他の市町村へ収集を依頼した場合の対応

- ・原則として、依頼先の市町村から、収集様式を回収し、町が、安否情報システムに入力し、整理したうえで、府知事へ報告する。

■関係資料

- 1 安否情報報告書【資料編 69 頁】

3 安否情報の提供

■主担課：危機管理室

関係課：福祉推進課、いきいき健康課、子育て支援課

■実施内容

町長は、安否情報について、窓口照会又は電話等による照会があったときは、個人情報保護に十分留意したうえで、速やかに回答する。

■実施手順

1 提供班の編成

- ・危機管理室は、提供班を編成し、安否情報の照会受付窓口を設置する。

2 データ完成の確認

- ・安否情報システム管理者である消防庁に、府を通じて、同システムの提供機能がいつから利用可能になるか確認する。

【窓口照会の場合】

3 照会の受付

- ・安否情報照会書を窓口で受け付ける。

4 照会者の本人確認

- ・照会者が本人であるかどうかを、身分証明書（運転免許証、健康保険被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）により確認する。
- ・被照会者との関係を、口頭等により確認する。

5 照会書の内容チェック

- ・照会書に記載の内容が妥当かどうか確認する。

【電話等による照会の場合】

3 照会の受付

- ・電話、FAX により、安否情報の照会を受け付ける。
- ・電話の場合
⇒照会者の本人確認に必要な4情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所）、照会する理由、照会者の連絡先、被照会者を特定するために必要な事項（氏名等）、被照会者との関係を聴き取り、安否情報照会書に記載する。

- ・FAX の場合
⇒FAX に、上記項目が記載されているか確認し、不足している場合は、照会者に問い合わせ、追記する。

4 照会者の本人確認

- ・照会者が、町の住民であるとしている場合は、住民基本台帳等により、他の市町村の住民であるとしている場合は、当該市町村に電話等で問い合わせることにより、本人確認を行う。

5 照会の内容チェック

- ・照会されている内容が妥当かどうか確認する。

【窓口照会・電話等照会共通】

6 被照会者の検索

- ・安否情報システムにより被照会者の安否情報を検索する。

7 回答書の打ち出し

- ・該当する被照会者の安否情報があった場合、回答書を印刷する。

8 提供班の責任者による確認

- ・担当者は、提供班の責任者に回答書を確認してもらう。

9 回答書の提供

- ・該当する被照会者の安否情報があった場合は、次の方法により回答する。
 窓口照会の場合 ⇒ 回答書を交付
 電話による照会の場合 ⇒ 電話で回答
 FAX による照会の場合 ⇒ FAX で回答書を送付
- ・該当する被照会者の安否情報がなかった場合は、当該情報を保有していないと口頭等により回答する。

10 回答記録の保管

- ・担当者は、町の文書管理規程に基づき、回答書の控えを保管する。

■留意事項

1 照会受付窓口の設置

- ・照会を受け付けるときは、照会者の本人確認を行う必要があることから、原則として、住民基本台帳の情報を利用できる場所に設置する。
- ・電話、FAX による照会も認められていることから、照会専用の電話番号、FAX 番号を設ける。

- 2 迅速性を優先した回答
 - ・安否情報システムの提供機能が利用可能になる前であっても、迅速性を求められているときは、適宜適切に回答する。
- 3 他市町村が被災した場合の窓口対応
 - ・府内の他市町村が被災した場合は、夜間・休日も対応することを基本に、府外の他市町村が被災した場合は、通常業務時間の対応とすることを基本に、府と協議する。
- 4 親族、知人の範囲
 - ・親族とは、民法上、六親等内の血族及び配偶者並びに三親等内の姻族を指す。知人とは、被災者とお互いに知り合うなどの関係がある者であって、その関係から見て、社会通念上、当該被災者の安否情報を必要とすることが相当と考えられる者と、国において定義されており、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指すとされている。
- 5 外国人に関する安否情報
 - ・外国人に関する安否情報については、原則として、大阪府から日本赤十字社大阪府支部に提供するが、同支部から直接求めがあった場合は、提供するとともに、その旨を府に連絡する。
 - ・本名で照会があった場合には本名で回答し、通称名で照会があった場合には通称名で回答する。

■関係資料

- 1 安否情報照会書 様式【資料編 70 頁】
- 2 安否情報照会書 記入例【資料編 71 頁】
- 3 安否情報照会書 チェックリスト【資料編 72 頁】
- 4 安否情報回答書 様式【資料編 73 頁】
- 5 安否情報回答書 記入例【資料編 74 頁】

4 安否情報の公表

■ 主担課：危機管理室

関係課：福祉推進課、いきいき健康課、子育て支援課

■ 実施内容

安否情報を報道機関やインターネット等を通じて公表をすることについては、国民保護法に規定はないが、緊急かつやむを得ないと認められるときは、必要性を判断したうえで、府と調整して、公表する。

■ 実施手順

1 必要性の判断

- ・ 緊急性、公益性、非代替性の有無を判断する。
- ・ 身元の確認できない死傷者がおり、公表することによって、親族等がより早く捜すことが可能になると判断できる場合や、安否情報システムが機能せず、同システムにより親族等に安否情報を提供できない場合などは、公表の必要性が高いと考えられる。

2 公表資料の作成

- ・ 原則として、収集した安否情報のうち、「否」情報を公表する。例えば、死亡したり、意識不明になったことにより、親族等と連絡がとれない者の情報を対象とする。
- ・ 例外として、「安」情報については、例えば、安否情報システムによる提供ができず、他に有効な提供手段がない場合は、避難施設に避難していて、親族等と連絡がとれず、公表することに同意する者を対象とする。
- ・ 公表内容は、原則として、氏名、年齢、住所（市町村名又は国籍）とし、それらが確認できないときは、個人を識別する情報を、必要最小限の範囲で公表する。

3 府との調整

- ・ 公表の内容・範囲・時期などについて、事前に府と調整する。
- ・ 公表範囲は、原則として、町は自ら収集した情報を、府は市町村から報告を受けた情報を公表する。

4 情報の公表

- ・ 府と町は、原則として、同時に、報道機関へ資料提供するとともに、各自のホームページに情報を掲載する。
- ・ 情報の公表は、第1回目以降も、府と調整して、定期的に行う。

5 公表情報の削除

- ・町は、公表後、定期的に、医療機関などに連絡し、親族等と連絡がとれたかどうか確認する。
- ・情報を公表した結果、親族等と連絡がとれた場合は、原則として、公表資料から順次、情報を削除する。

6 公表の終了

- ・親族等と連絡がとれない被災者がいなくなった場合など、必要性がなくなったときは、公表を終了する。

■留意事項

1 事前手続

- ・公表するにあたり、町の個人情報保護条例や情報公開条例などの手続きが必要な場合は、あらかじめ手続きを完了しておく。

■関係資料

1 安否情報公表資料（様式）【資料編 75 頁】

第4章 武力攻撃災害への対処

- 1 緊急通報の伝達・通知（前掲 17 頁）
- 2 退避の指示（前掲 21 頁）
- 3 警戒区域の設定
- 4 大阪府下広域消防相互応援協定
- 5 緊急消防援助隊
- 6 現地調整所（関係機関による連絡会議）
- 7 生活関連等施設の安全確保
- 8 NBC 攻撃による災害への対処
- 9 保健福祉・衛生
- 10 廃棄物の処理
- 11 被災情報の収集・報告・公表

3 警戒区域の設定

■主担課：危機管理室

■実施内容

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害対処措置を講ずる者以外の者に対し、立入を制限・禁止し又は退去を命ずる。

また、町長等による措置を待ついとまがないとき、又は町長等から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置を講ずることができる。

■実施手順

1 区域の範囲決定

- ・危機管理室は、町対策本部に集約された情報のほか、警察署、海保（大阪市は海上保安監部、堺市・岸和田市は海上保安署、関空は海上保安航空基地）、自衛隊、消防本部等と連絡調整のうえ、警戒区域の範囲を決定する。

2 区域の明示

- ・危機管理室は、警察署等の協力のもと、ロープ、標示板等により、警戒区域を明示する。

3 住民への広報・周知

- ・危機管理室は、町の広報車・広報媒体を活用し広報・周知を図るとともに、警察署等のほか、放送事業者に対し、協力を要請する。

4 関係機関への連絡

- ・危機管理室は、警戒区域を設定したときは、府、関係市町村、警察署等に連絡する。

5 立入制限・禁止、退去命令

- ・危機管理室は、必要と認める場所に、町職員を配置し、警察署等の協力を得つつ、立入制限・禁止、退去命令を行う。

6 変更・解除

- ・危機管理室は、事態の状況の変化等を踏まえ、設定を変更する。また、設定する必要が認められなくなったときは、設定時と同様の手順を踏んで、解除する。

■留意事項

1 警察・消防との調整

- ・突発的に発生した事案においては、警察・消防が先行して立入禁止区域・消防警戒区域を設定していることがあることから、国民保護法に基づく警戒区域の設定にあたっては、警察・消防と十分調整を図る。

2 警察・海保への措置要請

- ・警戒区域を設定する必要があるにもかかわらず、現場に町職員がいない等、自らが実施することができないときは、管轄の警察署又は海保（大阪市は海上保安監部、堺市市・岸和田市は海上保安署、関空は海上保安航空基地）に要請して、措置を実施する。

3 設定情報の共有化

- ・府、警察・海保、自衛隊から、警戒区域を設定した旨の通知があったときは、その情報を関係機関に伝達し情報の共有化を図るとともに、必要な活動について調整を行う。

4 大阪府下広域消防相互応援協定

■主担課：管理課

関係課：警備第一課・警備第二課

■実施内容

府域内において大規模な災害等が発生した場合において、災害が発生した市町村等（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。）の長又は消防長が、自らの消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認めるときは、他の市町村等の長又は消防長に対し、応援を要請する。

■実施手順

【応援を要請する場合】

1 要請主体

- ・町長又は消防長から、他の市町村等の長又は消防長に対し、応援要請を行う。

2 要請方法

- ・応援要請は、電話等により、次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。
 - i 災害の発生日時、場所及び状況
 - ii 必要とする人員、車両及び資器材等
 - iii 集結場所及び連絡担当者
 - iv その他必要事項

【応援を実施する場合】

1 応援隊の派遣

- ・応援要請を受けた町長又は消防長は、自らの地域で大規模災害が発生した場合や他の応援協定により応援出場している場合など、業務に重大な支障がない限り、応援を行う。

■留意事項

1 他の応援協定との関係

- ・応援要請は、概ね近隣応援協定、ブロック応援協定及び大阪府下広域消防相互応援協定の順による。

■関係資料

1 大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請書 様式【資料編76頁】

5 緊急消防援助隊

■主担課：管理課

関係課：警備第一課・警備第二課

■実施内容

- ・大規模な災害等が発生した場合において、町長又は消防長は、災害の状況、町の消防力及び府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- ・知事は、その連絡を受け、緊急消防援助隊の応援が必要であると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援を要請する。
- ・知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して、要請する。

■実施手順

【応援を要請する場合】

他都道府県から応援を受ける場合は、大阪府緊急消防援助隊受援計画に基づき、対応する。

1 連絡内容

- ・次に掲げる情報を、電話等による口頭又はFAX等による文書により、連絡する。

(第1報として必要な情報)

- i 災害発生日時
- ii 災害発生場所
- iii 災害の種別・状況
- iv 人的・物的被害の状況
- v 応援要請日時
- vi 必要応援部隊
- vii その他必要な情報(必要資器材、装備等)

(応援部隊が出動までに必要な情報)

- i 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- ii 指揮体制及び無線運用体制
- iii 気温、積雪その他の参考となる情報

2 連絡先

- ・勤務時間内は、大阪府危機管理室消防防災課に、勤務時間外は、大阪府防災・危機管理警備員室に、連絡する。
- ・大阪府と連絡がとれない場合は、勤務時間内・外とも、消防庁応急対策室に連絡する。

【応援を実施する場合】

他都道府県へ緊急消防援助隊を出動させ、応援を実施する場合は、緊急消防援助隊大阪府隊応援等実施計画に基づき、対応する。

1 出動可能隊数の報告

- ・消防庁から出動準備及び出動可能部隊数の報告の求めを受けた大阪府は、代表消防機関（大阪市消防局）を通じて、出動可能隊数を調査する。
- ・各消防本部は、ブロック幹事消防本部を通じて、代表消防機関（大阪市消防局）に報告する。
- ・出動可能隊数の報告の求めに対して、特定事項（部隊の種別、部隊数等）について指定があった場合において、大阪府は代表消防機関（大阪市消防局）と協議のうえ、出動部隊を選定し、消防庁に報告する。

2 出動の指示

- ・消防庁長官から出動の指示を受けた知事は、緊急消防援助隊の登録部隊が属する市町村長に対し、緊急消防援助隊の出動の指示を行う。

3 部隊の出動

- ・知事から出動の指示を受けた市町村長は、速やかに部隊を出動させる。その際、代表消防機関（大阪市消防局）は、ブロック幹事消防本部を通じて、各消防機関に集結場所、集結時間等を連絡する。
- ・部隊を出動させた市町村の消防機関の長は、部隊の責任者、出動部隊数などを、幹事消防本部、代表消防本部（大阪市消防局）を通じて、府に報告する。

■留意事項

■関係資料

- 1 緊急消防援助隊応援要請連絡【資料編 77 頁】
- 2 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告様式【資料編 78 頁】
- 3 緊急消防援助隊出動隊の連絡・報告様式【資料編 79 頁】

6 現地調整所（関係機関による連絡会議）

■ 主担課：危機管理室

■ 実施内容

町は、国民保護措置が実施される個々現場において、複数の現地関係機関が円滑に連携できるよう、互いに活動内容を調整したり、各機関が有する情報を共有するため、必要に応じて、現地調整所を設置する。

なお、ここでいう調整とは、現地での各機関の作業の進め方について打合せをすることをいう。

■ 実施手順

1 現地調整所の設置

- ・危機管理室は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る現地調整所を迅速に設置する。

2 設置場所

- ・現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現場における活動を行う上で適した場所に設置する。なお、設置場所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げる。

3 構成メンバー

- ・会議の構成メンバーは、町、府、消防機関、府警察、自衛隊の国民保護等派遣部隊、第五管区海上保安本部等、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関の各代表者とする。

4 主な役割

- ・現地の関係機関が有する情報の共有
- ・現場の措置に係る活動内容の確認・調整
- ・現場における広報の調整

■ 留意事項

1 設置主体

- ・原則として、町が設置する。町が設置できない場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が町の区域を越えて実施される場合等は、府が設置する。
- ・なお、速やかに設置する必要がある場合に、町・府以外の現地関係機関が設置したときは、町・府は、当該現地調整所に職員を参画させ、積極的に連絡調整に当たらせる。

2 対策本部との連携

- 町の対策本部は、収集した情報を現地調整所に伝達し、現地調整所は、現地の活動内容等を町の対策本部に報告する。

3 NBC テロ対処現地関係機関連携指針との関係

- NBC テロ災害への対処における現地関係機関の連携については、原則として、NBC テロ対処現地関係機関連携指針の定めによる。

■関係資料

- 1 国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方【資料編81 頁】

7 生活関連等施設の安全確保

■主担課：管理課

関係課：警備第一課・警備第二課

■実施内容

- ・町は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、町域内に所在する生活関連等施設の安全確保に関する情報を収集するとともに、自らが管理する生活関連等施設の安全確保に関し必要な措置を行う。
- ・また、生活関連等施設のうち、危険物質等取扱所については、消防法の危険物並びに毒物及び劇物取締法の毒物劇物を取り扱う者に対し、法令等の規定に基づき、取扱所の使用の一時停止・制限など必要な措置を命ずる。

■実施手順

【生活関連等施設の場合】（全市町村が対象）

1 安全確保に関する情報収集

- ・管理課は、町の区域内の施設の安全に関する情報（例、警備強化の必要性に関する情報）、施設の対応状況に関する情報、その他必要な情報を、府から収集する。

2 施設管理者に対する周知

- ・施設の管理者に対し、施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請するのは、府などが行うことになっているが、府から協力依頼があった場合は、府の要請内容を、施設管理者へ伝達したり、町ホームページやおおさか防災ネットに掲載する。

【危険物質等取扱所の場合】

1 警備強化の求め

- ・管理課は、府から収集した安全に関する情報などを踏まえ、災害発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者等）に対し、警備の強化を求める。

2 災害発生防止措置の実施命令

- ・管理課は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況の報告を求める。
- ・報告等を踏まえ、災害発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、府等の関係機関と十分連携を図ったうえで、取扱者に対し、次に掲げる措置のうち必要なものを講ずべきことを命ずる。
 - i 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - ii 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - iii 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- ・命令した場合においては、その旨を、標識の設置等により公示等する。

■関係資料

- 1 生活関連等施設の安全確保の留意点【資料編87頁】

8 NBC 攻撃による災害への対処

■主担課：危機管理室

関係課：管理課

■実施内容

- NBC 攻撃による災害が発生した場合において、知事から協力の要請を受けたとき、町は、汚染の拡大を防止するための措置を実施する。

■実施手順

1 関係機関による連絡会議

- 危機管理室は、現地における指揮責任者を現場に派遣し、関係機関の円滑な連携を図るため、現地調整所（関係機関による連絡会議）（64 頁）を開催する。
- 連携を図るにあたっては、「NBC テロ対処現地関係機関連携指針」を準用する。

2 初動的な応急措置

- 危機管理室は、警察、海保、自衛隊、消防等と連絡調整のうえ、発生現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示（21 頁）、警戒区域の設定（59 頁）を行う。

3 被災者の救助等

- 町は、関係機関とともに、被災者の救助などを行う。

4 汚染拡大防止措置

- 危機管理室又は消防本部管理課は、府から協力の要請があったときは、警察等の関係機関と調整しつつ、汚染され又は汚染された疑いがあるものについて、下記の措置を講ずる。
- 措置Aを講ずるときは、当該名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該名あて人に通知する。
措置Bを講ずるときは、適当な場所に、次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員の現場における指示をもってこれに代える。
 - i 当該措置を講ずる旨
 - ii 当該措置を講ずる理由
 - iii 当該措置の対象
 - iv 当該措置を講ずる時期
 - v 当該措置の内容

	対 象	名あて人	内 容
措置 A	飲食物、衣類、寝具等	占有者	移動制限・禁止、廃棄
	飲料水、洗濯用水、炊事用水等	管理者	使用・給水の制限・禁止
	死体	死体の発生場所に所在する人	移動制限・禁止
措置 B	建物	建物内又は周辺に所在する人	立入制限・禁止、封鎖（出入禁止）
	場所	運転者など	交通制限・遮断

■留意事項

1 要員の安全確保

- ・措置を実施する要員に危険が及ばないよう、防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、要員の安全を確保する。

■関係資料

1 NBC テロ対処現地関係機関連携指針【資料編 139 頁】

9 保健福祉・衛生

■主担課：環境課、いきいき健康課、福祉推進課、すこやか推進課
関係課：業務課

■実施内容

- ・町は、避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

■実施手順

1 防疫活動

- ・環境課及び福祉推進課は、感染症法等に基づき、府（健康づくり感染症課）等と緊密な連携をとりつつ、患者等の人權に配慮しながら、防疫活動を実施する。

2 食品衛生監視活動

- ・環境課は、食品衛生法等に基づき、府（食の安全推進課）、保健所と連携して、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

3 飲料水衛生確保対策

- ・業務課は、水道法等に基づき、府（環境衛生課）と連携して、飲料水の衛生確保のための措置等を実施する。

4 避難住民等の健康維持活動

- ・福祉推進課は、府（健康づくり感染症課、精神保健疾病対策課）、保健所と連携して、巡回健康相談、心の健康相談等を実施する。

5 福祉サービスの提供

- ・福祉推進課及びいきいき健康課は、府（障害保健福祉室、高齢介護室等）と連携し、関係団体と協力して福祉ニーズを迅速に把握し、継続的に福祉サービスの提供を行う。

6 動物の保護等に関する配慮

- ・環境課は、府（動物愛護畜産課）と連携し危険な動物の逸走対策を実施するとともに、府（食の安全推進課）、保健所と連携し狂犬病の発生予防などを実施する。

10 廃棄物の処理

■主担課：環境課

関係課：都市整備課

■実施内容

- ・町は、廃棄物処理法、国民保護法第124条の規定による特例に基づくとともに、地域防災計画の定めに基づいて、震災廃棄物対策指針（厚生労働省）等を参考としつつ、廃棄物の処理を実施する。

■実施手順

【し尿処理】

1 状況の把握

- ・環境課は、避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ・し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 仮設トイレの設置

- ・環境課は、必要に応じて、避難所に簡易の仮設トイレを設置する。

3 し尿収集の実施

- ・環境課は、し尿の収集処理体制を確保し、収集処理を実施する。
- ・必要に応じて、府（環境衛生課）、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

【ごみ処理】

1 状況の把握

- ・環境課は、避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- ・ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 仮置場等の設置

- ・環境課は、必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

3 ごみ収集の実施

- ・環境課は、ごみの収集処理体制を確保し、収集処理を実施する。
- ・必要に応じて、府（資源循環課）、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

【がれき処理】

1 状況の把握

- ・環境課は、がれきの発生量を把握する。

2 仮置場の確保

- ・環境課は、がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保する。

3 がれき処理の実施

- ・環境課は、がれきの最終処分までの処理ルートを確保し、がれき処理を実施する。
- ・必要に応じて、府（資源循環課）、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

■留意事項

1 高齢者、障害者等への配慮

- ・し尿処理にあたっては、高齢者、障害者に配慮しつつ、仮設トイレを設置する。

2 防疫上の配慮

- ・ごみ処理にあたっては、防疫上早期の収集が必要な生活ごみを迅速に処理する。

3 健康・環境への配慮

- ・がれき処理にあたっては、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

11 被災情報の収集・報告・公表

■主担課：政策企画課

関係課：管理課、危機管理室

■実施内容

- ・町は、被災情報を収集し、府に報告するとともに、住民への公表・報道機関への情報提供を行う。

■実施手順

1 被災情報の収集

- ・政策企画課は、消防、警察、海保等と連携し、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 被災情報の報告

- ・危機管理室は、収集した情報を、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファクシミリ等により、府（対策本部事務局情報班）に報告する。
併せて、大阪府防災情報システムを活用して、人的・物的被害等を府に報告する。

3 公表・情報提供

- ・危機管理室は、広報担当者を置くなどし、町ホームページ、おおさか防災ネット等町が保有する広報手段を活用するとともに、報道機関を通じて、被災情報を公表・情報提供する。

■関係資料

- 1 火災・災害等即報要領（消防庁）【資料編 1 頁】

第5章 国民生活の安定

- 1 生活関連物資等の価格安定等
- 2 避難住民等の生活安定等
- 3 生活基盤等の確保

1 生活関連物資等の価格安定等

■主担課：環境課

■実施内容

町は、生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資・役務）の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次の法令に基づき、適切な措置を実施する。

- i 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
- ii 国民生活安定緊急措置法

■実施手順

1 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

- ・価格動向・需給状況調査、報告徴収・立入検査
国の特定物資の指定に基づき、府からの通知を受け（政令指定都市については国から通知を受け）、事業者について価格動向・需要状況調査を行い、必要に応じて、報告徴収・立入検査を行う。
- ・売渡しの指示・命令
買占め又は売惜しみにより特定物資を大量に保有していると認められた場合は、売渡しの指示・命令を行う。

2 国民生活安定緊急措置法

- ・価格調査、報告徴収・立入検査
国によって指定物資の標準価格が定められた場合、府からの通知を受け（政令指定都市については国から通知を受け）、価格の表示について調査を行う。
- ・表示・販売の指示
表示されていないと認められる場合又は標準価格以上で販売されていると認められる場合は、適正な表示を行うこと、又は適正な価格で販売するよう指示を出す。

2 避難住民等の生活安定等

■主担課：教育総務課【教育】、税務課【町税】

関係課：教育推進課【教育】

■実施内容

- ・町教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、応急教育等を実施する。
- ・また、町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税の減免等を実施する。

■実施手順

1 被災児童・生徒等に対する教育

- ・学校長は、教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
- ・町教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、授業料の減免又は免除に必要な措置を講ずる。
- ・町教育委員会は、被害を受けた学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保を行う。

2 町税の減免等

- ・税務課は、地方税法及び島本町税条例に基づき、町税の減免及び納税の猶予等、適切な措置を講ずる。
 - i 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - ii 町税の還付又は減免
 - iii 徴収猶予
 - iv 滞納処分の停止、換価猶予

3 生活基盤等の確保

■主担課：業務課【水道】、
都市整備課【公共的施設】

■実施内容

- ・水道事業者、工業用水道事業者として町は、水を安定的かつ適切に供給するために、大阪府と連携して必要な措置を講ずる。
- ・また、道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

■実施手順

1 水の安定的な供給

- ・業務課は、大阪府と連携して、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整などを行う。
- ・給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。
- ・被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- ・被害状況等によっては、他の水道事業者及び工業用水道事業者に対し応援を要請する。
- ・被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、住民等に対し広報する。

2 道路

- ・都市整備課長は、各施設の機能の支障となる障害物を除去し、除去した障害物は、各管理者が廃棄又は保管する。
なお、障害物の除去に時間を要する場合は、可能な限り、代替施設の確保に努める。
- ・施設の安全性や利用可能状況、利用再開の見通しなどを把握し、関係機関に連絡するとともに、住民等に応報する。

第6章 特殊標章等の交付・管理

1 特殊標章・身分証明書の交付・管理

1 特殊標章・身分証明書の交付・管理

■主担課：人事課【町職員・消防団員等】、
管理課【消防職員等】

■実施内容

町長及び消防長は、それぞれが定めた交付要綱に基づき、特殊標章及び身分証明書の交付・管理を行う。

■実施手順

1 様式

- ・特殊標章（腕章、帽章、旗及び車両章）及び身分証明書の様式は、交付要綱に定めるとおりとする。

2 対象者

- ・町長が対象とする者
町職員、消防団員、業務受託者、援助協力者
- ・消防長が対象とする者
消防職員、業務受託者、援助協力者

3 手続

- ・町長及び消防長は、それぞれが定めた交付要綱に基づき、対象者に対し、特殊標章及び身分証明書の交付又は使用許可する。
交付又は使用許可にあたっては、台帳に登録し、適切な管理を行う。
- ・町職員、消防職員、消防団員
特殊標章及び身分証明書を作成して交付する。
- ・業務受託者、援助協力者
対象者からの交付申請に基づき、特殊標章及び身分証明書を作成して交付する。

■留意事項

1 保護される事態

- ・特殊標章等は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書において規定されるものであることから、武力攻撃事態等において、国民保護措置を行う者等が使用した場合は保護されるが、緊急処理事態においては保護されない。

■関係資料

- 1 島本町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱【資料編 140 頁】
- 2 島本町消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱【資料編 150 頁】